

かけはし

JITCO JOURNAL

7
2025 July
Vol.162

新制度の現在地

「育成就労制度」—関係省令案の注目点—

絶対
利用して
ほしい!

2025年度JITCO新サービス&
最推奨サービス案内

連載 外国人材の現場から
第12回
日本畜産振興事業協同組合
「老舗団体の監理ノウハウ」
外国人材受入れに関するQ&A



2025.7 Vol.162

表紙の写真: マジックアワーのタンジュンアルビーチ(マレーシア)

マレーシアの港町コタキナバルから車で15分の場所にあるタンジュンアルビーチ。美しい夕陽が見られるビーチとしてよく知られており、夕暮れ時には、地元民から観光客まで多くの人々が訪れます。日没直後のいわゆる「マジックアワー」には、空がオレンジや赤から紫、青に染まり、文字どおり、魔法がかかけられたような幻想的な夕景を味わえます。ファーストビーチからサードビーチまである長い浜辺で、夕刻になると、屋台などもたくさん出店するほか、リゾートホテルのサンセットバーもあり、カップルからファミリーまで、思い思いに楽しめるスポットです。

CONTENTS

- √ p.1 新制度の現在地
「育成就労制度」—関係省令案の注目点—
- √ p.2 <研究者たちのリレー連載>「外国人材と日本のこれから」—第5回—
「外国人材への賃金・残業代・ボーナス支給について
～公的統計を用いた分析から～」
一橋大学経済研究所 講師 中川万理子
- √ p.4 <連載>なるほど! 好事例! 外国人材の現場から
第12回 日本畜産振興事業協同組合「老舗団体の監理ノウハウ」
- √ p.7 外国人材の受入れに関するQ&A
- √ p.8 「宣言! JITCOは2025年度もお役に立ちます。」
～絶対利用してほしい! JITCOの新サービス&最推奨サービスご案内～
OTIT委託事業「無料セミナー・無料コンサルティング」実施
監理団体・登録支援機関と新たな企業を繋ぐ「ジツコ・ネット」
特定技能「オンライン点検・取次」サービス開始
外国人材に最適の「JITCO保険」で安全・安心をサポート 他
- √ p.12 JITCO NEWS
- √ p.14 お知らせ 母国語情報誌「とも ～もっと知る日本～」はオンライン版のみになります
- √ p.15 海外情報
- √ p.16 送出国をもっと知りたい! 第8回 スリランカってどんな国?
- √ p.18 給与受取口座から郷里送金まで全力でサポート! SBIレミット
- √ p.20 みんなでエンジョイ! レクリエーション 第9回 夏祭りを楽しもう!
- √ p.22 JITCO Seminar Information

「育成就労制度」—関係省令案の注目点—

2027年に施行が予定されている育成就労制度について、25年4～5月にかけてパブリックコメント(政令・省令・告示案の公表と意見募集)が行われ、制度の詳細が見えてきました。

また、5月20日には第3回「特定技能・育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」が開催され、分野別運用方針の作成に向けた議論が開始されました。

今号では、25年夏公布予定の育成就労制度に係る政令・省令・告示案の中から、皆様の関心が高く注目されていた論点や技能実習と大きく変わる点をピックアップします。

※この情報は2025年6月16日現在のものであり、最新の確定事項とは異なる場合があります。最新情報はJITCO公式Webサイト等で発信していますので併せてご確認ください。

主務省令の整備省令(案)別紙より要約

◎育成就労の内容の基準について

育成就労計画の認定要件の一つとして、**必須業務**に従事させる時間が全体の**3分の1以上**であること、**安全衛生**に係る業務が全体の**10分の1以上**であること、とされています。

◎入国後講習の基準及び日本語教育

入国後講習は原則**320時間**以上、ただし入国前に160時間以上行っていれば**160時間**以上に短縮可。さらに、日本語能力が試験等で証明されていれば原則**220時間**以上で、入国前の110時間以上の実施により**110時間以上**に短縮できることとされています。また、日本語の試験に不合格の場合は、入国後講習における**認定日本語教育機関の就労課程**(当分の間は**登録日本語教員**による授業でも可)で**100時間以上**の相当講習を受けることとされています。

◎育成就労外国人の人数枠(注1)

基本人数枠が設けられ、育成就労実施者が優良基準を満たす場合(A)は基本人数枠の**2倍**、さらに監理支援機関、育成就労実施者がともに優良基準を満たし、育成就労実施者の所在地が**指定区域**(注2)である場合(B)は基本人数枠の**3倍**の受入れが可能となります。

◎外国の送出機関が育成就労外国人や監理支援機関から徴収する手数料等

算出基準を明確に定めインターネット等で公表することとされています。

◎監理支援機関の体制について

・監理支援を行う育成就労実施者の数が**2以上**であること
・監理支援の実務に従事する常勤の役職員が次のいずれの数も**超えている**こと

(ア)育成就労実施者の数を**8**で割った数(※その数が1未満なら1とするため、少なくとも2人以上必要)

(イ)育成就労外国人の数を**40**で割った数

◎監理支援機関の外部監査人

弁護士(法人)、社会保険労務士(法人)、行政書士(法人)、その他育成就労に関する知見を有する者とされています。

◎本人希望による転籍の場合の転籍先実施者の要件

- ・本人希望による転籍者の割合が**3分の1**を超えないこと
- ・指定区域外(=都市部)の場合は区域内からの転籍者の割合が**6分の1**を超えないこと
- ・**優良基準**に適合すること

・転籍者の取次ぎ及び育成にかかった費用を**転籍前**の育成就労実施者に支払うこと

- 原則: 告示で定める金額(未定)の6分の5
- 転籍前の期間が1年6月以上2年未満の場合 →3分の2
- “ ” 2年以上2年6月未満の場合 →2分の1
- “ ” 2年6月以上の場合 →4分の1

◎育成就労外国人になろうとする者が送出機関に支払う費用の額について

育成就労計画に記載された報酬の**月額**の**2倍**を超えないこととされています。

(注1)育成就労外国人の受入れ人数枠(監理型育成就労の場合)

常勤職員数	受入れ人数	左記(A)の受入れ人数	左記(B)の受入れ人数			
301人以上	常勤職員の20分の3	常勤職員の10分の3	常勤職員の20分の9			
201~300人	45人	90人	135人			
101~200人	30人	60人	90人			
51~100人	18人	36人	54人			
41~50人	15人	30人	45人			
31~40人	12人	24人	36人			
	3~30人	9人	6~30人	18人	9~30人	27人
	2人	6人	5人	15人	8人	24人
	1人	3人	4人	12人	7人	21人
			3人	10人	6人	19人
			2人	7人	5人	16人
			1人	4人	4人	13人
					3人	11人
					2人	8人
					1人	5人

(注2)指定区域(告示案)は都市部ではない地域を指します

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県(いずれも一部の地域を除く)以外

外国人材への賃金・残業代・ボーナス支給について ～公的統計を用いた分析から～

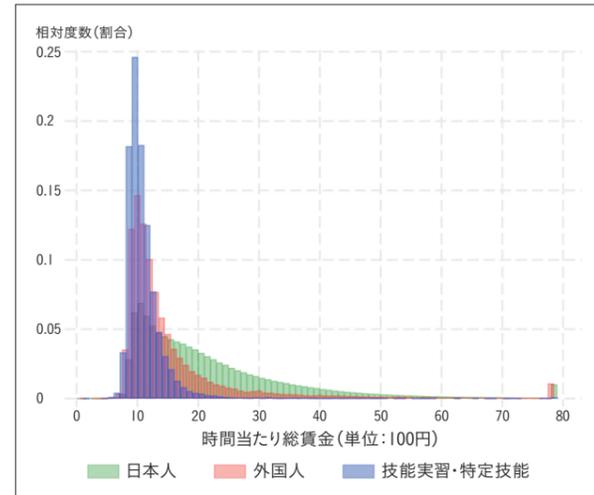
一橋大学経済研究所 講師 中川万理子

「外国人材と日本のこれから」をテーマとするリレー連載の第5回では、第1回にも触れた日本人と外国人の間の賃金格差について、特に技能実習・特定技能の在留資格者に焦点を当てながら、私たちの研究チームが公的統計を用いて分析した結果の一部について紹介したいと思います。

1 賃金分布の比較

今回解説する賃金格差分析では、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を明らかにする統計調査である、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』のデータを用いました。賃金構造基本統計調査では2019年以降、労働者の在留資格情報も調査項目に追加され、日本人・外国人労働者間の賃金比較が可能になりました。^{*1} 本稿では、単に日本人・外国人間の比較のみならず、より詳細な在留資格別の分析をするために、2020～2023調査年のデータを活用して十分なサンプル数を確保し、技能実習・特定技能の在留資格を持った外国人労働者の賃金や残業代、ボーナス支給の状況についてわかったことを紹介していきます。

図1: 時間当たり総賃金分布の比較
(日本人、外国人全体、実習生等)



注) Hashimoto, Kambayashi, Manjome, Moriguchi, Nakagawa, Saeki (2025) "Foreign-Native Wage Gap in Japan: A Descriptive Report," mimeograph, Figure 2aおよびFigure A2より著者作成。時間当たり総賃金の定義は原著参照。

図1は、所定内給与額、超過勤務手当、月額換算の賞与・特別手当等を含めた時間当たり総賃金の分布を、日本人労働者（以下、日本人）、データに含まれる在留資格保持者全体（以下、外国人全体）、技能実習生・特定技能外国人（以下、実習生等）の3つに分けて描画したものです。グラフから、外国人全体とりわけ実習生等の賃金分布は、日本人のそれと比べてかなり低賃金側に偏っていることがわかります。一見すると外国人労働者のほうが日本人よりも低賃金で働いている割合が高く、その傾向は外国人労働者の中でも実習生等において顕著である印象を受けますが、しかしこの結果だけから外国人労働者や実習生等が同等の日本人労働者よりも低賃金で就労していると結論付けるのは早急です。例えば、実習生等の賃金が見かけ上低いのは、彼らが日本人に比べて教育年数が短かったり、年齢が若かったりするといった理由によるかもしれないからです。

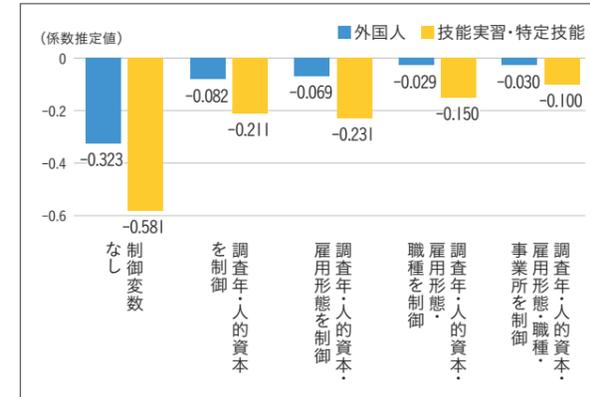
2 日本人労働者と比べたときの賃金格差

それでは、労働者の資質や就労状況などの違いを考慮し条件を揃えた場合、日本人と外国人の間の平均的な賃金格差はどうなるでしょうか？

図2の一番左の棒グラフは、図1と同様に見かけ上の日外賃金格差を表していますが、外国人全体は日本人と比べて平均的に32%程度賃金が低く、実習生等に至っては58%も低賃金であることがわかります。しかし、教育年数や性別、年齢、勤続年数といった人的資本の多寡や調査年の違いを揃えて賃金比較をした2番目の棒グラフでは、日外賃金格差はぐっと縮まり、日本人と比べた外国人全体の賃金は8%、実習生等の場合は21%程度低いという結果となりました。さらに各労働者の雇用形態や職種、就業事業所の違いも揃えて比較してみると、外国人全体と日本人の間の賃金格差が3%にまで近づいた一方、実習生等の賃金は同等の日本人に比べてなお10%程度低いままということがわかりました（図2一番右の棒グラフ）。

ただし、この結果を眺める際には留意が必要です。雇用者は実習生等の雇用にあたり、彼らへの給与に加え、受入れにかかる初期費用や監理団体への月額の監理費とい

図2: 日本人と比べた賃金格差
(外国人全体、実習生等)



注) 図1作成元のmimeograph内、Table A2およびTable A5に記載の係数推定値より著者作成。時間当たり総賃金の定義は図1と同じ。制御した人的資本は、性別、教育年数、年齢、年齢の2乗/100、勤続年数、勤続年数の2乗/100。制御した雇用形態は、短時間/一般労働者、有期/無期雇用、正規/非正規職員。

た支払いもしているため、実習生等への雇用者側から見た支出が少ないとは一概には言えません。また、日本語能力がまだあまり高くない実習生たちに対して、日本語能力以外は同等である日本語母語話者の労働者と同水準の賃金を提示することが難しいのも、実習生等と日本人の間の賃金格差が埋まりきらずに残存する大きな要因でしょう。

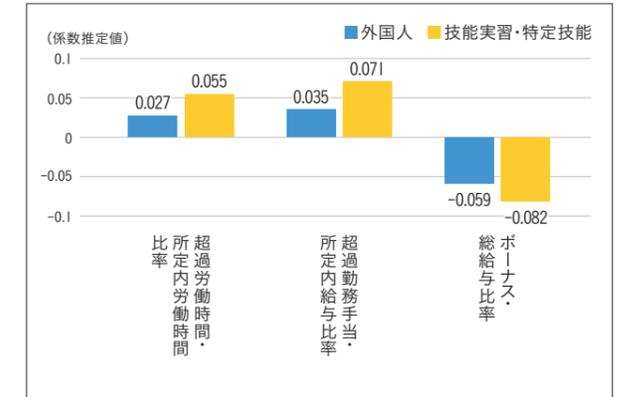
3 実習生等の残業・ボーナス

連載の第2・3回で紹介したように、技能実習生を対象として私たちの研究チームが実施したアンケート調査の集計結果によれば、実習生たちは在留中に「残業が少ない」「賃金が少ない」といった困りごとを感じているようです。そこで図3では、給与情報をより細かく分解し、残業代やボーナスの支給状況にも目を向けてみましょう。

一番左の棒グラフは、人的資本などさまざまな条件が近い同等の日本人と比べて外国人全体と実習生等がどれくらい長く残業しているかを表しています。外国人全体は、日本人よりも2.7%ポイント（所定内労働時間で基準化した）残業時間が長く、実習生等に関しては5.5%ポイント長く残業しています。これを金額ベースで比較したのが中央の棒グラフです。時間外労働の割増賃金によって、実習生等は日本人や他の外国人に比べて、さらに多くの残業代を稼いでいることがわかります。この結果は、既出のアンケート調査から得られた示唆とも整合的で、母国の家族への送金や貯金をしたいという背景のもと、実習生等は日本人や他の外国人よりも、繁忙期や人手不足の時でも意欲的に残業してくれているのかもしれない。

さて最後にボーナス・総給与比率を比較すると、外国人全

図3: 日本人と比べた残業・ボーナス支給状況
(外国人全体、実習生等)



注) 図1作成元のmimeograph内、Table A3およびTable A6に記載の係数推定値より著者作成。図3における制御変数は、図2の最右の制御変数と同じ。

体、実習生等ともに日本人労働者よりも少ないボーナスしか支給されていないようです。総給与に占めるボーナスの割合は、同等の日本人に比べて外国人全体としては5.9%ポイント、実習生等は8.2%ポイントそれぞれ少ないという結果になりました。以前のアンケート調査では、日本語能力が高いほど日本での仕事に満足している実習生の割合が高くなる傾向にあることがわかっています。そうであるならば、例えば日本語能力の向上を促進するような特別手当等のボーナスを支給すると、彼らの就労へのモチベーションも上がり、仕事の満足度も高まるのではないのでしょうか。ひいてはそれが実習生等の作業効率向上や定着促進に繋がっていくかもしれません。

※1 「外国人」の在留資格の中には特別永住者は含まない。

謝辞: 本稿は、トヨタ財団2021年度特定課題・外国人材の受け入れと日本社会 (PI: 武蔵大学 神林龍)、JSPS 科研費・課題番号 24H00145 (PI: 一橋大学 森口千晶)、同 25K00646 (PI: 東海大学 万城目正雄) の助成により実施した研究成果の一部です。本研究にご協力いただいた多くの皆様方に感謝申し上げます。

一橋大学 経済研究所 講師
中川万理子 (なかがわ・まりこ)

東京大学経済学部卒業。同大学院経済学研究科博士課程修了。専門は都市・地域・空間経済学。東京大学空間情報科学研究センター講師等を経て現職。東北大学情報科学研究科講師兼任(クロスアポイントメント)。近著に「Do People Accept Different Cultures?» Journal of Urban Economics, 130, 103455 (2022, 共著)。

なるほど! 好事例! /

外国人材の現場から

第12回 老舗団体の監理ノウハウ

日本畜産振興事業協同組合

畜産農業や牛豚食肉処理加工業を中心に技能実習生の受入れを支援している日本畜産振興事業協同組合(安藤貴子代表理事、茨城県取手市)(以下日本畜産)は、研修生から始め30年以上外国人材の受入れを行っています。監理体制を強化するためにどのような工夫をしてきたのか、安藤代表理事と渡邊啓之さんに話を伺いました。

組合員との相互理解に基づいて構築された監理体制

組合員の家族構成や、組合員の中で誰が実質的に実習生を指導しているのかも日本畜産は把握に努めています。日本人スタッフは担当を決めず監査・巡回を行い、実習生の人となりを共有します。実習生一人ひとりの事情を知る常勤の通訳は、さまざまな言語に対応可能です。そのような監理体制を守るため、ほぼ口コミだけで組合員や実習生が新たに入ってきます。監理費を払っているからという理由だけでなく、監理を理解してもらえよう、組合員とお付き合いされています。



安藤代表

日本語学校を活用

安藤代表は日本語学校 つくばスマイル(茨城県取手市)の代表も勤めており、さまざまな用途で活用しています。つくばスマイルにはジム設備やプレイルームがあり、実習生と監理団体職員が交流できます。入国後講習の際はホールや学生寮もあるつくばスマイルを使い、日本語教育でもノウハウが活かされています。つくばスマイルの留学生にはアルバイト先として組合員を紹介し、第一次産業に興味を持ってもらえるようにしています。その結果、卒業後にグループ内の職員となった元留学生もいます。



渡邊啓之さん

実習生にお米を支給

日本畜産は毎月お米を実習生に支給しています。お米の減り具合で生活が荒れているかわかり、減っていないときは代わりに飲酒量が増えていたりするようです。安藤代表は懐かしそうに言います。「一人の実習生が実習を終え帰国するとき、空港で急に札束を見せてきて驚いたことがあります。どうしたのと尋ねると『毎月お米を貰っていたからこれだけお金を貯められました』と言われ感動して泣いてしまい、それからお米の支給はやめられません」

JITCO のサービスで監理体制を強化

監理業務の効率化のために、JITCO のサービスも積極的に利用しています。JITCO サポートを使ってデータ処理にかかる時間を削り、点検・提出・取次サービスも適宜利用することで、事務作業の負担を大幅に軽減しています。

JITCO 保険も活用し、組合員からは「健康保険等の7割給付では足りない、残り3割の医療費補償が非常にありがたい。保険料も安く助かっている」とご好評をいただいているようです。

JITCO のセミナーや講師派遣の効果も渡邊さんが教えてくれました。「制度理解が深い人の説明を基に、説得力を伴って正しい知識を組合員にお伝えできます。組合員が制度について理解していなければ法令遵守は難しいです」

実習生の定着が組合員の利益に

安藤代表は技能実習制度についてこう話してくれました。「この制度には養成講習など、組合員に法令遵守を徹底させる仕組みがあります。だから実習生はじっくり腰を据えて

成長できますし、組合員はそれを助けようと目先の賃金だけでなく衣食住さまざまな面で投資するのです。そして、定着した実習生は、次の在留資格を取得して日本に残ることができます。そのため、雇用を継続して同じ組合員での就職につなげ、日本に来てよかったと思ってもらいたい。実習生

と組合員のことを粘り強く理解し、双方のためになれる監理団体でありたいです」

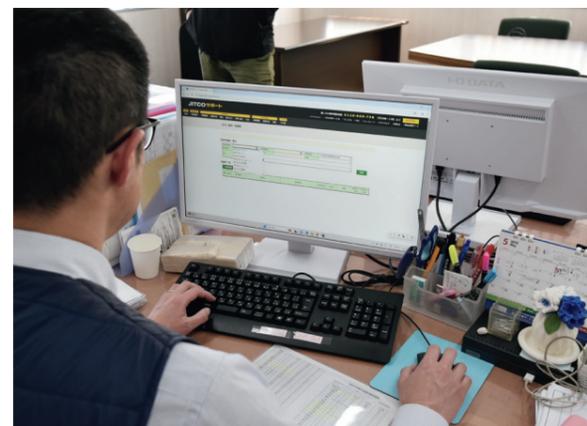
実習生が心地よく定着して日本に残り、それによって組合員に多くの利益をもたらせるよう、日本畜産はさまざまな工夫を行っているようです。



業務にあたる職員の方々。窓の上部と壁一面には実習生の顔写真がズラリ



実習生全員の顔や名前が一目瞭然



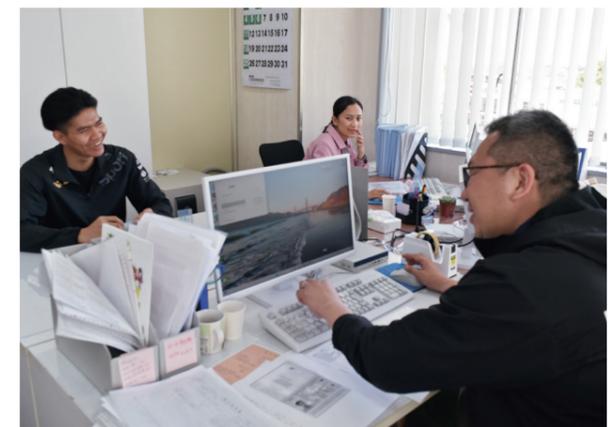
JITCOサポート活用により業務を効率化



関連書類は実習実施者ごとに整理してあり、迅速な対応が可能



明るく朗らかな職員の方々



情報を共有するため、職員同士の日々のコミュニケーションを大切にしている

日本畜産振興事業協同組合

1985年設立。職員数は常勤の職員が8名、外部委託の通訳が3名。91年から研修生の受入れを開始し、技能実習生・特定技能外国人含め累計の受入れ数は1,672名。現在の組合員数は97社で、実習生数は323名、特定技能外国人数は128名。

Interview インタビュー



本吉 剛さん
(勤務歴11年目、監査および
巡回指導・申請書類作成担当)

— 仕事をされていて嬉しい瞬間はいつですか？

「入国したばかりで右も左もわからず何もできない実習生が、成長し堂々とした姿を見せてくれたときです」



エルデネバヤル・
ウルジーザヤさん
(勤務歴16年目、モンゴル出身、
申請書類作成担当)

— どうすれば業務のスキルが上がりますか？

「大事なのは実習生の母国と日本の文化や常識の違いを理解することです。ジュースが欲しいか聞かれ欲しくて『大丈夫です』と言ってジュースを貰えなかったり、可愛がられているからこそ頭をポンと叩かれたりと、些細なニュアンスの違いで実習生はストレスが溜まります。国籍に応じた文化や常識の差を実習生・組合員の両方に説明できなくてはなりません」

— 業務において工夫していることはありますか？

「なるべく実習生のお昼休みや休憩時間に巡回に行き、話を聴く時間を確保できるよう意識しています。私たちが悩んだときには抱え込まず、全体をまとめている本吉さんに相談します。いつも助けてくれるので頼りにしています」



ゲン・ティーン・ハイ・リーさん
(勤務歴5年目、ベトナム出身、
申請書類作成・技能実習関係の
事務担当)

— 仕事のモチベーションは何ですか？

「実習生と組合員の両方が納得できるような通訳をすることはとても難しいですが、相談を受けて役に立てたときは嬉しいです」

日本畜産振興事業協同組合の職員の皆さんに、監理業務について話を聞きました。



プラセートシー・
カンナパットさん
(勤務歴3年目、タイ出身、
通訳・大使館との交渉担当)

— 仕事をされていて楽しいのはどんな時ですか？

「毎月巡回をしていると、1年間を通して四季が感じられます。いろいろなところに行き、綺麗な景色を見たり、組合員から野菜や果物を貰えたりするのが楽しいです」



イ・カデク・ドウイ・
サンマディマンタラさん
(勤務歴1年目、インドネシア出身、
監査および巡回指導・通訳担当)

— 仕事のモチベーションは何ですか？

「家族のために日本に来る実習生を助けることです。日本語能力を上げて、起業するなどインドネシアで活かしたいとも思っています」



エダー・ジュバエダーさん
(勤務歴1年目、インドネシア出身、
監査および巡回指導・通訳担当)

— 監理団体職員としての目標はありますか？

「実習生時代の経験を活かして、先輩方のように問題に対応する能力を高めます」

外国人材の受入れに関する Q&A

今回は、特定技能制度に関するご質問3点をピックアップしてみました。

Q1 2025年4月1日付で特定技能の随時届出および定期届出の運用が変更になったとのことですが、主な変更点について教えてください。

A1 随時届出については、受入れ困難の届出について変更がありました。特定技能外国人の自己都合による退職の場合は「受入れ困難に係る届出書」の提出が不要になりました。また、新たな届出事由として1カ月以上の活動未実施期間が発生した場合が加わりました。1カ月以上の活動未実施期間については、特定技能所属機関の都合（生産ラインの縮小等）によって生じた場合や、特定技能外国人の都合（私生活上の傷病等）によって生じた場合が該当します。ただし、特定技能外国人が自己都合による一時帰国等で再入国許可により出国し、結果的に1カ月を超えてしまったような場合は、受入れ困難に係る届出を行う必要はありません。

定期届出については提出の頻度と回数、届出事項が変更されました。これまでは四半期ごとでしたが、1年に1回に変更され、対象年の4月1日から翌年の3月31日までを対象とする「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」（新書式）を翌年4月1日から5月31日までの間に提出することになりました。届出事項は、特定技能外国人の労働日数や時間数、給与の支給総額などについて年度の平均などを記載することになりました。なお、特定技能外国人への定期的な面談については、従前どおり3カ月に1回以上行う必要がありますのでご注意ください。変更点の詳細は以下を参照してください。

※出入国在留管理庁 特定技能制度における運用改善について

https://www.moj.go.jp/isa/10_00225.html

Q2 2025年4月1日付で開始された特定技能外国人の受入れの際の協力確認書の提出について教えてください。

A2 協力確認書は、地方公共団体から特定技能所属機関に対し、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは当該要請に応じ、必要な協力をすることを示す書類です。

2025年4月1日以降、特定技能外国人を受け入れる際に、特定技能外国人が所属する事業所の所在地および特定技能外国人の居住地の市町村それぞれに対して、協力確認書の提出が求められます。特定技能外国人が所属する事業所が複数にわたる場合には、各市町村に対して提出が必要となります。

協力確認書の作成を特定技能所属機関が行っている場合はその機関の職員だけではなく、登録支援機関の職員等が提出することもできます。提出方法は各市町村のホームページで確認するか、直接各市町村にお問い合わせいただくようお願いいたします。

※出入国在留管理庁 特定技能制度における地域の共生施策に関する連携

https://www.moj.go.jp/isa/applications/sw/01_00120.html

Q3 特定技能のトラック運転手を希望している外国人がいます。母国での運転免許は持っていますが、日本国内でこのあとのような手続きが必要ですか？

A3 海外に居住している外国人の場合は、特定技能評価試験および日本語試験に合格するなどして、在留資格「特定活動」（特定自動車運送業準備）の許可を受けて日本に入国した後、外免切替または日本の指定自動車教習所で教習を受けた上で、日本の自動車運転免許を取得する必要があります。この場合の特定活動は、自動車運送業分野の特定技能1号になるための準備活動として活動するために付与されるものです。トラック運転手の場合、特定活動期間は最長6カ月となります（バス・タクシーの場合は最長1年間です）。この特定活動期間中に日本の運転免許を取得できなかった場合は、特定技能の自動車運送業分野での就労はできません。また、特定活動の期間は延長することができませんのでご注意ください。

※国土交通省 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れについて

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html

■お問い合わせ先

実習支援部 相談支援課 03-4306-1160

2025年度も

宣言！ JITCOは、皆様のお役に立ちます。

JITCOのサービスご案内

新サービス&最推奨サービス

JITCOでは外国人材の受入れを円滑にするため、賛助会員の皆様にとって、お得かつ便利なさまざまなサービスを提供しております。そのなかでも、弊機構が2025年度にぜひご利用していただきたいと考えている**新サービス&最推奨サービス**をご案内いたします。

Service 1 OTIT委託事業「無料セミナー・無料コンサルティング」を実施します

Push 最推奨サービス 参加無料

令和7年度 外国人技能実習機構 (OTIT) 委託事業
「外国人技能実習生のための雇用環境改善促進事業」

JITCOでは、昨年度に引き続き外国人技能実習機構 (OTIT) の委託を受け「外国人技能実習生のための雇用環境改善促進事業 (令和7年度)」を実施します。

- 技能実習生の受入れ経験が豊富な監理団体・実習実施者の取り組み事例 (好事例) や現場の声を聴いて今後の業務に役立てたい
 - 技能実習制度の活用についてJITCOから直接アドバイスを受けるとともに、制度の利用に必要な情報を確認することができるチェックシートを活用したコンサルティングを受けたい
- など、外国人技能実習生の雇用環境の改善についての困りごとや悩みを相談、確認したいとお考えの皆様には、ぜひご参加いただきたいセミナー・コンサルティングとなっております。



①外国人技能実習生の雇用環境改善促進のためのセミナー

外国人技能実習生の雇用環境改善促進を目的とした無料のオンラインセミナーを全5回開催します。セミナー構成は、午前の部 (座学) と午後の部 (事例紹介) の2部構成となっております。

【午前の部】

技能実習法 (入管法含む) と労働関係法令のワンポイント講習を各回ごとに設定したテーマに沿って行います。また育成就業制度に関する最新情報についても可能な限り解説します。

【午後の部】

技能実習生の受入れ経験が豊富な監理団体・実習実施者から、外国人技能実習生の雇用環境の改善に関する取り組み (好事例) や現場の声を紹介していただきます。また、雇用環境の改善に関する技能実習生経験者の声もご紹介します。

お申し込み受付中

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
開催日	7月18日 (金)	8月7日 (木)	9月10日 (水)	10月8日 (水)	11月5日 (水)

※締め切りは、開催日の1週間前となります。
※セミナーは2部制となります。午前の部 (座学) 10:00~11:30 / 午後の部 (事例紹介) 15:00~16:30。

②外国人技能実習制度 運用自主点検支援コンサルティング

技能実習制度に関する幅広いテーマ (監査業務、日本語教育、労務管理、送出機関の現状、育成就業制度の情報など) について直接相談できるコンサルティングを実施しています。

参加者には、まず基本事項を確認するチェックシートで自主点検いただき、その後、JITCOの専門スタッフがアドバイスをを行います。

技能実習制度等を勉強中の方はもちろん、技能実習制度等に豊富な経験をお持ちの方からのご相談にも対応いたしますので、お気軽にお申し込みください。



昨年度セミナー・コンサルティングに参加された方から届いた感想



「長年、外国人技能実習生を支援された監理団体や実習実施者の取り組みや好事例などを学べたことは今後の業務に役立つ」



「チェックシートに沿って参加者のレベル・ニーズに合わせてコンサルティングをしてもらえたのでよかった」

外国人技能実習生のための雇用環境改善促進事業についての詳細やセミナー・コンサルティングのお申し込みはこちらから。

<https://www.jitco.or.jp/ja/service-otit-jitco.html>

また、同封のチラシをご確認ください。



お問い合わせ 実習支援部 業務課 TEL 03-4306-1189

Service 2 「ジツコ・ネット」が監理団体・登録支援機関と新たな企業を繋ぎます

New 新サービス

3月より開始

監理団体・登録支援機関情報提供サービス「ジツコ・ネット」



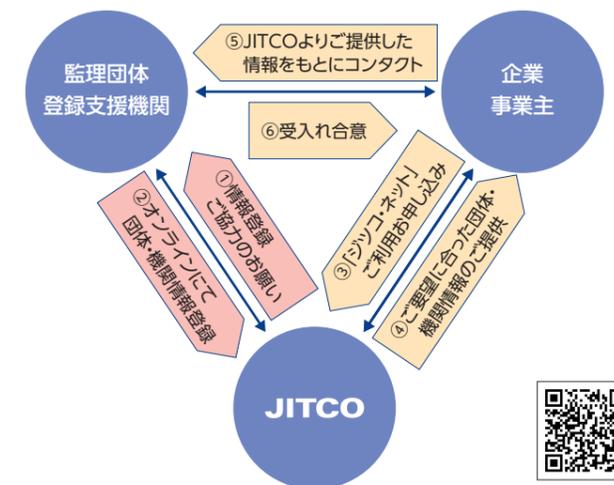
技能実習生や特定技能外国人の雇用を検討する企業・事業主からの「監理団体・登録支援機関の情報を教えてほしい」という声にお応えし、2025年3月より監理団体・登録支援機関情報提供サービス「ジツコ・ネット」を開始しました。すでにさまざまな地域、業種の企業・事業主にご利用いただいております。

本サービスでは、監理団体・登録支援機関にご登録いただいた情報を、企業・事業主からの申し出内容に基づいて提供します。

団体・機関の情報登録は無料です。活動地域、取り扱い職種、送出国などの基本情報のほか、外国人材への支援やトラブル対応など、各団体・機関の特色をアピールする項目をご登録いただけます。

企業・事業主にとっては、団体・機関の選定が容易となり、団体・機関にとりましても技能実習の監理や特定技能の支援対象企業拡大の一助になるものと思われます。

JITCOのネットワークで企業・事業主と団体・機関を繋ぐ「ジツコ・ネット」をぜひご活用ください。



情報登録はこちらのページから

https://www.jitco.or.jp/ja/service/jitco-net.html#section_2

お問い合わせ お近くのJITCO駐在事務所 / 総務部 賛助会員課 TEL 03-4306-1158 / 実習支援部 業務課 TEL 03-4306-1189

Service 3 特定技能でも「オンライン点検・取次」サービスを開始します

New 新サービス
本年秋のスタート

在留資格「特定技能」オンライン点検・取次



JITCOでは、現在、在留資格「技能実習」に係るオンライン点検・取次を行っておりますが、在留資格「特定技能」についても本年秋よりオンライン点検・取次を開始いたします(予定)。

事前点検を行うことで、審査の遅れにつながる書類の添付漏れや記載ミスを防止できます。

また、オンライン点検・取次では、在留期間更新・在留資格変更

許可申請のご依頼時(入管への申請時)に在留カードの原本は不要で、写し(PDF)の添付でOKです。さらに、手数料(※)もリーズナブルで、紙の書類を提出するよりも、お手軽にご利用いただけます。

(※点検・取次手数料および許可の際に入管局に納める手数料)

メリットが豊富な特定技能の「オンライン点検・取次」サービスを、本年度よりぜひご利用ください。

お問い合わせ 申請支援部業務管理課JITCOサポート・オンライン申請支援室 TEL 03-4306-1187

Service 4 「JITCO保険」と「支援補償保険」で外国人材の安全・安心をサポートします

push 最推奨サービス
定番&鉄板

「JITCO保険」「技能実習制度支援補償保険」

●JITCO保険

外国人技能実習生・特定技能外国人が日本で安心して生活できるよう支援する「JITCO保険」は、日常生活の病気やケガに備えるだけでなく、自転車による加害事故を起こした場合の賠償金に対しても保険金をお支払いします。



●「技能実習制度支援補償保険(賛助会員限定)」

賛助会員限定の「技能実習制度支援補償保険」は、技能実習生が業務中に身体障害を負い、技能実習の適正実施の確認・指導不十分を理由として監理団体が負担する損害賠償金や争訟費用に対して、保険金をお支払いします。

補償内容・加入に関しては、株国際研修サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ (株)国際研修サービス TEL 03-3453-3700 / JITCO実習支援部 保険業務課 TEL 03-4306-1177

Service 5 「JITCOサポート」で外国人材活用の業務管理が容易になります

push 最推奨サービス
賛助会員限定

総合支援システム「JITCOサポート」&JITCOサポートヘルプデスク

業務管理をお手伝いする総合支援システム「JITCOサポート」を賛助会員にご提供しています。JITCOの点検・取次等の実績とともに、数多くの申請書類ノウハウが盛り込まれたシステムです。完成度の高い申請書類が作成できるほか、業務管理に関するさまざまな便

利機能を搭載しています。

また、「JITCOサポートヘルプデスク」に

おいては、従来の操作方法の質問に加え、申請書類の書き方の質問にもお答えできるようになりました。



JITCOサポート/JITCOサポートヘルプデスク

お問い合わせ 申請支援部業務管理課JITCOサポート・オンライン申請支援室 TEL 0120-660-798

お問い合わせフォーム <https://ws.formzu.net/dist/S355068385/>



まだまだあります

JITCOのお役立ちサービスラインナップ

詳しくは
JITCOのWebサイト
をご覧ください

<https://www.jitco.or.jp/>



制度に関する各種セミナー・養成講習を開催

技能実習制度・特定技能制度に関するセミナーを随時開催しています。また、養成講習は、全国各地およびオンラインでも受講可能です。



お問い合わせ 各種セミナーはP22をご確認ください。

養成講習は 講習業務部 養成講習課 TEL 03-4306-1156

本部・地方駐在への相談やアドバイス

技能実習制度・特定技能制度や業務内容、外国人材受入れ全般についてのお悩みや問題に対して、JITCO職員がアドバイスをし、業務を支援しています。



お問い合わせ 実習支援部 相談支援課

[全般的なご相談] TEL 03-4306-1160

[職種・分野に関するご相談] TEL 03-4306-1181/1185

各地方駐在事務所のご連絡先は、Webサイトや総合パンフレットでご確認ください。

送出国や送出機関の情報提供

JITCOが独自に収集した情報を基に、送出国や送出機関の情報を提供します。また各国とのマッチングセミナーなども開催しています。



お問い合わせ 国際部 TEL 03-4306-1151

申請書類の点検・提出・取次(オンラインでも可能)

申請書類にミスがないかJITCOが事前点検して、OTITや地方入管局へ提出・取次をします。オンラインでの点検・取次にも対応しています。



お問い合わせ 申請支援部 企画管理課 TEL 03-4306-1126

日本語教育に関する支援(セミナー・e-ラーニング等)

日本語関連セミナーを開催したり、e-ラーニングコンテンツの販売や教材サイトの公開などをして、外国人材に対する日本語指導に関わる方を支援しています。



お問い合わせ 講習業務部 日本語教育課 TEL 03-4306-1168

各種教材の販売(オンラインショップ、電子教材・DVD)

各種教材をオンラインショップにて販売しています。電子教材も取り扱っています。

教材オンラインショップ



<https://onlineshop.jitco.or.jp/>

お問い合わせ 教材センター TEL 03-4306-1110

公式WebサイトやSNSでも、お役に立つ最新情報を随時発信しております。

また、賛助会員には、点検・提出・取次料や講習・セミナー受講料の優待、教材価格等の割引、JITCOサポートの提供、個別相談、送出国や送出機関の詳細情報提供、専用メールマガジンやWebサイトの専用ページなど、入会特典としてたくさんのサービスが付随しています。

これまで活用いただいていた方も、あまりご利用がなかった方も、ぜひ本年度は、JITCOの多様で豊富なサービスを存分にご利用ください。

JITCO NEWS

JITCOの最新ニュース&トピックスをお届けします。
最新情報はX (@jitco_official) で配信していますので
フォローをお願いします。

JITCOの新理事長に小川新二が就任

2025年6月25日付で、JITCO理事長・代表理事の八木宏幸が退任し、同日、後任に小川新二(おがわしんじ)が就任しました。



2025年度は2名の新入職員が入職

4月1日に、新入職員2名が入職しました。理事長(当時)の八木宏幸は、「職員の一員としてJITCOを代表し、丁寧に業務に励む」「一人で悩んだり落ち込んだりせず、すぐ周りの職員に相談する」「誇りを持って、早く慣れる」と訓示しました。一刻も早く皆様のお役に立てるよう精進しますので、どうかよろしくお願ひします。



JITCO監修「ここから始める外国人材の雇用スタートブック」



日本政策金融公庫発行の「外国人材の雇用スタートブック」を当機構が監修しました。日本で働くための在留資格や相談できる機関がわかりやすくまとめられています。新たに外国人材の採用を考えている方におすすめの1冊です。

こちらからご覧いただけます

<https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/gaikokujinzaikoyou.pdf>

「月刊経団連」5月号に 富田会長の寄稿記事掲載

日本経済団体連合会が発行する「月刊経団連」5月号の特集「選ばれる国になるために —外国人が活躍できる社会に向けて」に当機構会長である富田哲郎の寄稿記事が掲載されました。

日本経済団体連合会のWebサイトにPDFの記事も掲載されておりますので、ぜひご一読ください。



こちらからお読みいただけます。

「技能実習制度の適正な受入事例と育成就労制度への展望」富田 哲郎 国際人材協力機構 (JITCO) 代表理事・会長

<https://www.keidanren.or.jp/journal/monthly/2025/05/p26.pdf>



おすすめ情報 HOT!

“日本語能力試験対策 これ一冊”シリーズにN4・N5登場!

外国人材の受け入れに関する制度見直しが進む中、日本語能力試験 (JLPT) 合格を目指した対策への注目度が高まっています。JITCOでは、JLPT対策の教材を徐々に拡充しています。今回「これ1冊で、文字・語彙や文法、読解、聴解のすべての分野を勉強できる」と人気の「これ一冊シリーズ」に「N4」と「N5」が追加になりました。

N4には約270問、N5には約240問の練習問題と模擬試験1回分の問題を収録し、解き方のポイントを一人でも学べる、日本語能力試験 (JLPT) N4、N5合格のための実践的問題集です。また、英語の翻訳付きで、日本語の音声データもダウンロードできます。



「日本語能力試験対策 これ一冊 N4」「日本語能力試験対策 これ一冊 N5」
定価各1,980円(税込み) 発行 株式会社アスク出版

こちらからもお求めいただけます

お買い求め・詳細はJITCO教材オンラインショップから
<https://onlineshop.jitco.or.jp/>

※「これ一冊シリーズ」は株式会社アスク出版が制作した教材です。
※JITCO賛助会員割引はありません。



「特定技能関係書類の記載例集」 最新版が7月中旬発売

特定技能外国人を雇用する関係者の皆様が地方出入国管理局に提出する書類を作成する際に変便利に「特定技能 記載例集(第I分冊)(入国・在留申請)」と「同(第II分冊)(届出・記録・報告等 登録支援機関申請関係)」が第6版に生まれ変わります。2025年4月1日の運用要領改正を反映した最新版です。

各種書類への記載例を赤字で示すとともに、書類ごとに「全体的な注意事項」や「記載上の注意事項」を見開きページで解説しています。丁寧でわかりやすいとご好評をいただいております第5版までの基本コンセプトを踏襲しました。

7月中旬の発売予定。特定技能の登録支援機関や所属機関、行政書士の皆様。ぜひ、お手元に置いてご活用ください。



特定技能 記載例集(第I分冊)
(入国・在留申請)



特定技能 記載例集(第II分冊)
(届出・記録・報告等
登録支援機関申請関係)

こちらからもお求めいただけます

お買い求め・詳細はJITCO教材オンラインショップから
<https://onlineshop.jitco.or.jp/>



おすすめ情報 HOT!

JITCO公式Webサイトに 育成就労ページを新設

公式Webサイトに育成就労制度ページを新設しました。制度の目的や育成就労外国人受入れの方式、監理支援機関の許可、育成就労計画の認定、求められる技能の整備などについて記載しています。転籍や日本語能力の要件などは、技能実習制度と比較して説明しています。また、よくあるご質問へのご回答も載せています。制度の詳細を定める主務省令や分野別運用方針などが定まり次第、内容を拡充してまいります。

また「ニュース・お知らせ」欄にも「外国人採用の制度」という項目を新たに設けました。

制度の最新情報については公式SNS(X)でもお伝えしておりますので、併せてご覧ください。



※黄色枠で囲んだWebサイトトップページの左上パネルから、または上部メニューから該当ページをご覧いただけます。

ウズベキスタン共和国代表団来訪 &人材フォーラムにて講演

5月27日、ウズベキスタン共和国内閣府移民庁ムサエフ長官および駐日ウズベキスタン大使館アブドゥラモノフ大使を筆頭とする代表団がJITCOに来訪し協議を行いました。

また、29日には、公益財団法人神奈川産業振興センターにて、内閣府移民庁およびウズベキスタン大使館主催の「ウズベキスタン人材ポテンシャルビジネスフォーラム」が開催。JITCOからは常務理事の松富重夫が登壇し「日本の労働市場と外国人材のニーズについて」と題し講演を行いました。

※詳しくはWebサイトの「ニュース・お知らせ」欄をご覧ください。



ムサエフ長官と八木理事長(当時)

Bangladesh 人材セミナー開催 5月29日[東京]&6月4日[川崎]

駐日 Bangladesh 人民共和国大使館主催の「Bangladesh 人材セミナー」が5月29日に全国都市会館(東京都千代田区)にて開催されました。ノーベル平和賞受賞者のムハマド・ユヌス暫定政権首席顧問が来日し、Bangladesh 人材分野における両国の課題解決に向けて講演。JITCOからは、理事長(当時)の八木宏幸が参加し、Bangladesh 人材のポテンシャルと課題についてスピーチしました。

また6月4日には、川崎市コンベンションホール(神奈川県)にて、駐日 Bangladesh 人民共和国大使館、ジャパン Bangladesh ブリッジ株式会社、およびJITCO共催の「Bangladesh 人材セミナー」が開催され、JITCOからは常務理事の松富重夫が講演しました。

あなたのご意見を反映して よりよいサービス&誌面をお届けするために JITCOアンケートのお願い

会員の皆様によりよいサービスをご提供するため、アンケートのご協力をお願いいたします。
数分でお答えいただける、簡単なアンケートになっております。
また、独自の「好事例」をお持ちの賛助会員も募集しておりますので、アンケートの回答項目で、事例と掲載希望の旨をお伝えください(※)。

JITCOのサービス、および「かけはし」誌面の向上のため、ぜひご協力いただけますと幸いです。

アンケートはこちらからお願ひします。

<https://forms.gle/BoQYB7hTkParRYta9>

※好事例の掲載については、応募内容を弊機構で検討した上で、取材する場合はこちらからご連絡させていただきます。



母国語情報誌

「とも～もっと知る日本～」は

オンライン版 のみになります

2025年 7月夏季号より

毎年1月、4月、7月、10月の年4回、本誌「かけはし」とともにお手元にお送りしてました外国人材のための母国語情報誌「とも～もっと知る日本～」(日本語版)は、2025年7月夏季号より、オンライン版のみの発行となりました。

時勢に応じて更なるDX化を図り、今回から日本語版を含む10か国語すべてがオンライン版となります(※印刷物でのお届けはございませんのでご了承ください)。

皆様にはこれまで通り、パソコンやスマホなどでWebサイトから直接コンテンツをご利用いただけるほか、ご自由にプリントしてお使いいただくこともできます。

内容も、より大切な情報を、よりわかりやすくお届けするように工夫を凝らしておりますので、引き続き外国人材の皆様のために、母国語情報誌「とも～もっと知る日本～」をご活用ください。

7月夏季号のTOPICS

マンガで知ろう「浴衣で花火」

銀行口座について、注意することって何だろう…?



「とも」はココから読めます! JITCO公式Webサイト

https://www.jitco.or.jp/ja/tomo/



Facebookでも「とも」のコンテンツを配信中です。

https://www.facebook.com/jitco.official



インド送出国視察プログラム実施概要

2025年2月2～8日、JITCOは、インドの送出国政府窓口であるNSDC(全国技能開発公社)の協力のもと、インド送出国視察プログラムを実施しました。10監理団体・受入れ関心企業から13名の皆様にご参加いただき、インド3都市の7送出国視察を行いました。また、2月3日夕刻、デリー市内においてマッチングセミナーが開催され、13送出国視察が集まり、一同に個別面談する機会を得ました(インド認定送出国機関数は2025年4月現在全23)。

今回の視察先は以下の通りです。

Table with 2 columns: Location (Delhi, Bengaluru, Chennai) and Agency Name.



マッチングセミナーの様子 日本語学習の様子

インドは世界第1位の人口を誇り、その平均年齢は約28歳と、若い人材の宝庫です。今回訪問した送出国機関では、候補者たちが日本を目指し、日本語や技能の習得に励む様子が確認できました。(訪問先についての詳細は、公式Webサイトの「賛助会員用お知らせ」2025年2月20日の記事をご覧ください)

今回の視察プログラムにご参加いただいた方からは、「広大なインドの異なる地域にある複数の送出国機関を効率よく視察できた」「国内線を含む移動が多く大変だった」などのお声をいただきました。本視察プログラムをきっかけに、インド人材に対してより多くの方に興味を持っていただければ幸いです。

東南アジア訪問概要

JITCOは、2025年2月16～26日にかけて、ベトナム(ハノイ・ホーチミン)・カンボジア(プノンペン)・タイ(ウドンタニ・バンコク)の3カ国を訪問し、政府窓口および送出国機関連合体との協議を行い、15の送出国機関を視察しました。

今回の訪問の概要は以下の通りです。

Table with 2 columns: Country (Vietnam, Cambodia, Thailand) and Agency/Institution Name.

ベトナムでは、行政改革もあり公務員や大卒の高技能者などの失職が課題となっています。一方、準技能者は国内でも職が見つかります。送出国機関では、専門学校・短大との連携や地方自治体の職業紹介所からの紹介により候補者を募集していました。今年度からJFT-Basic(国際交流基金日本語基礎テスト)の試験が開始されるため、育成就労制度と合わせ、送出国機関への周知活動についても国際交流基金ベトナム事務所と協力して行っていきます。

カンボジアでは、労働・職業訓練省が送出国に関して新しい規則や求人システムを導入したことで、より多くの候補者が応募しやすい環境が整備されました。しかし、日本語や試験への苦手意識が課題となっています。こちらについても、日本語教育や制度に関する送出国機関向けセミナー等を通じ、協力を進めていきます。

タイでは、高校や大学へ進学する人が増えているものの、学歴に見合う職業が国内に少ないことが、日本をはじめ海外へ働きに出る動機となっています。特に、今回訪問したウドンタニなどの東北部・北部では都市部と比較して給与が低く、就職先も少ないため、送出国機関はそういった地方出身の新卒の候補者を集めて教育していました。



日本語学習の様子 技能訓練の様子

今回訪問した3カ国の送出国機関では、育成就労制度の開始に先駆け、会話重視やオリジナル教材の作成など、工夫して日本語教育を実施している様子が確認できました。一方、政府機関や送出国機関からは、各国内の経済発展や円安、残業代を含めた実質的な手取り額の多寡などの影響により、各人材にとっては日本以外の国での就労も選択肢に入っているという声が多く聞かれました。

受入れ側は、今後これらの国々から質の高い人材を受け入れていくために、さらなる受入れ環境の整備が求められます。意欲を持った人材の受入れにご興味をお持ちの方は、ぜひJITCO国際部までお問い合わせください。

お問い合わせ先 国際部 03-4306-1151

送出し国をもっと知りたい!

スリランカってどんな国?

第8回

Democratic Socialist Republic of Sri Lanka

今、注目したい送出し国をピックアップ! 基本情報や国民性、文化や受入れ状況などさまざまな情報をお届けします。実習生たちとのコミュニケーションに利用したり、新たな人材受入れの参考にしてみてくださいはいかがでしょうか? 第8回で取り上げるのは、インド洋に浮かぶ島国、スリランカです。



- 正式国名 スリランカ民主主義共和国
- 首都 スリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ
- 人口 2,204万人
- 面積 6万5,610km²(北海道の約0.8倍)
- 民族 シンハラ人(74.9%)、タミル人(15.3%)、スリランカ・ムアア人(9.3%)
- 主要言語 シンハラ語、タミル語
- 宗教 仏教徒(70.1%)、ヒンドゥー教徒(12.6%)、イスラム教徒(9.7%)、キリスト教徒(7.6%)
- 時差 日本時間から-3時間半
- 通貨 スリランカ・ルピー(1ルピー≒0.5円)
- 国旗 赤地にライオンはシンハラ人、四隅の菩提樹の葉は仏教徒、緑はイスラム教徒、オレンジはヒンドゥー教徒のタミル人を表す。



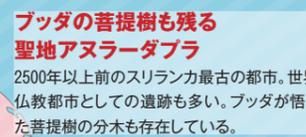
結婚式の民族衣装(王族風)



世界遺産 巨大な仏塔 心ツツケシリ・サーヤ大塔



中華人民共和国 ミャンマー ラオス ベトナム 日本 インド マレーシア スリランカ



世界遺産 2500年以上前のスリランカ最古の都市。世界遺産で仏教都市としての遺跡も多い。ブッダが悟りを開いた菩提樹の分木も存在している。



世界遺産 シーギリヤロック 岩山の上の王宮シーギリヤ 芸術的な美女たちの壁画も 195mという高さの巨大な岩山の上に築かれた天空の王宮シーギリヤ。1500年前に父を殺し復讐を恐れた王が築いた古代都市で、「シーギリヤ・レディ」と呼ばれる美女たちの壁画が残る世界遺産。



シーギリヤ・レディ



世界遺産 文化三角地帯の世界遺産 最大の石窟寺院ダンブッラ 天然の洞窟を利用したスリランカ最大の石窟寺院。世界有数の遺跡が残る文化三角地帯の世界遺産には、ほかにも古代都市ポロンナルワがある。



世界遺産 美しい湖に仏歯寺に紅茶… シンハラ王朝の古都 世界遺産の聖地キャンディ シンハラ王朝最後の都が置かれた都市。ブッダの歯を納めた仏歯寺が有名。セイロンティーの五大産地の一つ。



世界遺産 インド洋に突き出た 砦のある街ゴール 16世紀にポルトガルが築いた石造りの砦で囲まれた港町。その「旧市街地と要塞群」は世界遺産。



実質的な首都機能を果たす スリランカ最大の都市コロンボ 植民地時代のクラシカルな香りも残しつつ、高層ビルもそびえ立つ大都会。スリランカの旧首都で、現在も経済・文化の中心地。



1985年新たな首都に選定 スリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ 1985年に国会議事堂移転に伴って首都に選定された都市。旧首都のコロンボからは東へわずか10kmほどの場所にあり、今も開発の真っ最中。



国会議事堂

自然の美しい島国で、戦後の日本を救ってくれた友好国

インドの南東に浮かぶティアドロップの形をした島国、スリランカ。「インド洋に浮かぶ宝石」と呼ばれるほど、自然がとても豊かで美しい国です。面積は北海道の8割程度、首都は「スリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ」という少し長い名前の街です。40年前にコロンボから

移転しましたが、まだまだ経済や文化の中心は旧首都コロンボにあるようです。スリランカといえば、「セイロンティー」と呼ばれる紅茶が有名です。世界で指折りの生産量・輸出量を誇っており、日本はもちろん世界中で愛飲されています。セイロンとは、スリ

ランカになる前のイギリス領時代の呼び名。現在の国名の由来は「スリ(輝く)」と「ランカ(島)」を意味する2つの言葉で、もともと国民から呼ばれていた名前でした。欧文表記ではちゃんと2語に分かれています。スリランカの歴史はとても古く、紀元前5世

スリランカ豆知識

親を亡くした小象が集まる「象の孤児院」がある

狩猟のため絶滅の危機に瀕したことで保護活動が盛ん。親を亡くした小象やケガをした象を保護する施設が整っている。



サファイヤにルビー 英国王室も虜にした宝石



スリランカはサファイヤやルビーなど宝石の世界的な産出国。12カラットのスリランカ産ブルー・サファイヤが、イギリス王室・故ダイアナ妃の婚約指輪に使われたことも。

象に電飾!? ヒカヒカの「ペラペラ祭り」

ペラペラとは行列・行進のことで、絢爛豪華に飾った象の背中にご神体を乗せて巡行する。各地で行われるが特に7~8月キャンディの祭りが有名。最後には100頭もの象が集まって行進する姿は圧巻!



スリー・バーダに残る この足跡は誰のもの?



聖地の山スリー・バーダ、別名アダムス・ピーク。山頂にある足跡は、仏教徒はブッダの、ヒンドゥー教徒はシヴァ神の、イスラム教徒はアダム、キリスト教徒はアダムまたは聖トーマスのものと信じている。各宗教共有の聖地。

セイロンティーは コーヒーが作れなくなって 仕方なく栽培した!?



セイロンティーの茶畑は、実は最初はコーヒーを栽培していた。しかしサビ病のせいで次々と農場が閉鎖し、代わって紅茶が栽培されるようになったのが始まり。五大産地のウバ、ディンブラ、ヌワラ・エリヤ、キャンディ、ルフナは紅茶好きにはよく知られた地名であり銘柄だ。



カレー&ライスは カレーライスにあらず?

スリランカの食事は、1日3食カレー&ライスが基本。日本式のカレーライスとはまったく別物で、カレーはスパイスをたくさん使った肉・魚・野菜・豆などの「おかず」だ。



新規入国は着実に増加。特定技能は前年の2.5倍

旧国名に由来するセイロンティーで親しみを覚える方も多いと思います。アジア・中東・アフリカの中間に位置し、地政学的には極めて重要な地点に位置しています。

1952年の国交樹立以来、日本とスリランカとは、貿易・経済・技術協力を中心に良好な関係が続いており、スリランカに進出する日系企業は製造業、商社・サービス業を中心に100社弱となっています。2019年以降の経済危機対処にあたって、日本はIMF支援プログラムを実行しつつ各種援助を行ってききましたが、債務繰延の目途が付き、経済成長も好転してきました。日本への人材送出しにも注力したい

との政府意向もあり、JITCOは現地の認定送出国関向けに日本への送出しに関するセミナーなど、各種施策を実施しています。

人口の約7割が仏教徒であり、家族や身内を尊重し、礼儀や上下関係を大事にする国民性は、日本人、日本社会とも親和性が高いといえます。

技能実習・特定技能の新規入国は、着実に増加しており、特に特定技能での2024年の新規入国者数は下表の通り1,085人で、前年の2.5倍と急増しており、日本の皆様の関心も高くなっております。

スリランカからの人材受入れについては、お気軽に国際部までお問い合わせください。

JITCO国際部 担当者からひとこと



二国間協力覚書の状況:
技能実習 2018年2月1日
特定技能 2019年6月19日
認定送出国関数:131
(技能実習、2025年4月時点)、
(特定技能は送出国関の利用は任意)

【在留者と新規入国者数】

在留者数	2020年末	2021年末	2022年末	2023年末	2024年6月末
技能実習	839	712	1,162	1,752	2,088
特定技能	63	140	374	995	1,522

出所 出入国在留管理庁他

入国者数	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
技能実習1号	249	40	664	891	975
特定技能1号	15	0	64	413	1,085

スリランカについて もっと詳しく知りたい方は



紀ごろ、北インドから渡ってきたシンハラ人の祖先であるヴィジャヤ王子が、この島に最初の王国を作ったと伝えられています。紀元前2世紀にはタミル人が移住して、時には対立しながらも共生してきました。16世紀になるとポルトガル、オランダ、イギリスといったヨーロッパの国々に植民地にされましたが、1948年にイギリス連邦セイロン自治領として独立し、1972年には国家として完全独立を果たします。そして1978年に現在の国名となりました。

サンフランシスコ講和会議で日本を後押し

スリランカと日本の関係はとても深いものがあります。第二次大戦後、世界各国から厳しい視線を浴びていた日本。そんな中、1951年のサンフランシスコ講和会議で、スリランカ代

表のジャヤワルダナ氏が「憎しみは憎しみによってではなく、ただ愛によってのみ止められる」というブッダの言葉を引用して、日本を許し、国際社会に戻ることを強く訴えてくれたのです。このスピーチをきっかけに、日本は過度な制裁処置を免れ、再び国際社会の仲間入りを果たすことができたと言っても過言ではありません。

1952年に戦後日本といち早く正式に国交を結んだのもスリランカでした。それ以来、両国は、政治や経済、文化などさまざまな分野で惜しみなく協力しあっています。例えば、スリランカの国会議事堂や高速道路、病院などが日本の技術や援助で建設されています。2011年東日本大震災の際には、スリランカの人々が日本のために多くの義援金や紅

茶を送ってくれました。

新政党のディサナヤケ大統領が誕生

1972年に完全に独立を果たしたスリランカでしたが、国内では残念ながらその後も民族や宗教の違いに端を発した内戦が続いていました。

しかし2009年、ついに26年続いた内戦が終わり、スリランカの政治は、特にここ数年で大きく変わりました。2022年の経済危機で大統領が辞任に追い込まれ、2024年には新政党「国民の力(NPP)」からアヌラ・クマラ・ディサナヤケ大統領が誕生したのです。この新しい政権のもとで、これからどのように経済が回復・成長していくのか、友好国スリランカの今後の発展が楽しみです。

参考) 外務省ホームページ「スリランカ」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/srilanka/index.html)、「なるほど発見!南西アジア」(外務省)、「地図でスッと頭に入るアジア25の国と地域」(昭文社)、「地球の歩き方 スリランカ」(学研)



給与受取口座から郷里送金まで 全力でサポート!

日本で働く外国人材のための郷里送金サービスを提供してきたSBIレミット株式会社(本社=東京都文京区)が、新たなサービスを開始しました。住信SBIネット銀行が開設した、技能実習生と特定技能外国人向けの「SBIレミットNEOBANK(SBIレミット支店)」です。通常の銀行口座に比べて利便性に優れた当該サービスについて、SBIレミットの安藤伸生代表取締役会長に話を聞きました。

“SBIレミットNEOBANK”は、通常の銀行口座にはない 利便性を兼ね備えた特別な銀行口座です

高齢化進展による労働力不足は最近の経済活動の活発化によりさらに深刻化しており、労働分野の技術革新はあるものの外国人労働力への期待はさらに高まっています。

このような外国人労働力確保の動きは従来のように企業のみではなく、地方公共団体、また地域金融機関にも広がっており、地域における受入れ環境の整備も急務となっています。外国人を迎える金融サービスもまだ完全とは言えません。給与を受け取る銀行口座と郷里送金が重要です。送金サービスは既に我々のような資金移動業者により、廉価、スピーディーな仕送り送金サービスが提供されていますが、銀行給与口座は言語対応やコンプライアンス体制などに解決すべき課題が山積していることから、外国人材や受け入れている企業の方々への利便性にまだまだ改善余地があるのが現状です。

SBIレミットは2010年に銀行に比べて圧倒的な価格、スピード、顧客対応を備えた郷里送金サービスを提供して、以来2兆円を超える日本在住の外国人材の故国への送金を行ってまいりましたが、実習実施者・特定技能所属機関の要望に応じて、大手ネット銀行である住信SBIネット銀行が外国人材技能実習生と特定技能外国人の方々向けに“SBIレミットNEOBANK(SBIレミット支店)”を開設いたしました。



SBIレミット株式会社
代表取締役会長 安藤 伸生

このSBIレミット支店の特徴は

- 8か国言語対応
- スマホによる本人確認で口座開設
- 実習実施者・特定技能所属機関や監理団体が口座開設に付き添う必要はなし
- “レミットアプリ”と連動して24時間どこにいても郷里送金を行える
- 帰国後も一定期間口座を維持
- 実習実施者・特定技能所属機関は通常通りの給与支払い事務
- 帰国後に発生する種々の支払いも入金できる
- 最終的にはSBIレミットが顧客の本国口座に送金

など、通常の銀行口座にはない、外国人材、実習実施者・特定技能所属機関の利便性を兼ね備えた特別な銀行口座です。既に多くの皆様からの採用が始まっています。

SBIレミットNEOBANK(SBIレミット支店)の詳細についてはコールセンターにお問い合わせください。

使えるATM

- ✔ セブン銀行ATM
セブン-イレブン、イトーヨーカドー等
- ✔ ローソン銀行ATM
ローソン等
- ✔ イオン銀行ATM
イオン、ミニストップ等
- ✔ ゆうちょ銀行ATM
郵便局、ファミリーマート等
- ✔ イーネットATM
ファミリーマート、その他コンビニ等

デビットカード

残高の範囲内での即時決済～キャッシュレス決済や
ネットショッピング決済が安全に利用できます

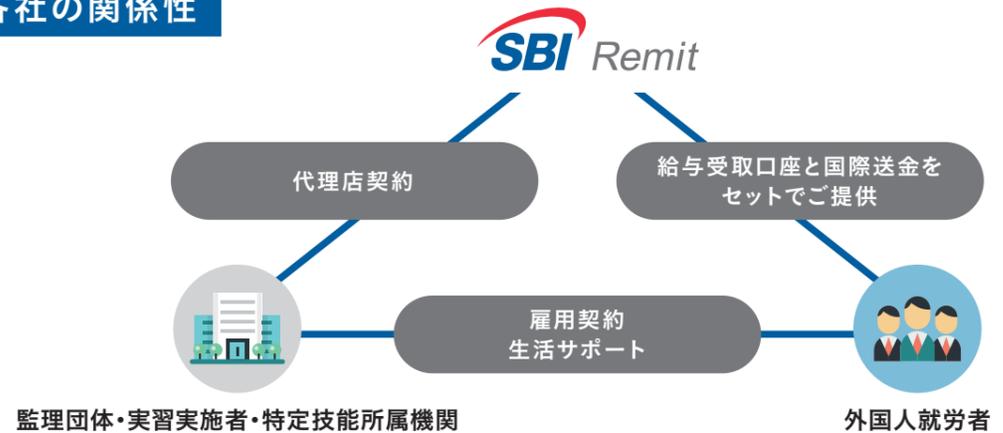
- 🔄 口座残高以内の決済であれば即時引落
- 🔄 お店での決済だけでなく、ネットショッピングの決済も可能
- 🔄 使い過ぎの心配なし
- 🔄 一時帰国時等、海外での利用も可能

帰国解約フロー

給与計算締め日後の精算残高の課題と、口座未解約問題の解決に向け準備された仕組みです!



各社の関係性



お問い合わせ先

SBIレミット株式会社
TEL 03-5652-6759
Mail support@remit.co.jp

受付時間

[平日] 09:00~18:00
SBIレミット株式会社
〒112-0012 東京都文京区大塚2丁目9番3号
住友不動産音羽ビル4階



第二種資金移動業 登録番号: 関東財務局長 第000008号
銀行代理業
所属銀行: 住信SBIネット銀行株式会社
銀行代理業者: SBIレミット株式会社
許可番号: 関東財務局長(銀代)第439号
取扱業務: 預金の受入れ、為替取引を内容とする契約の締結の媒介

※このサービスは公益財団法人国際人材協力機構の事業と直接関係ありません。

**みんなでエンジョイ!
レクリエーション**
Let's enjoy recreations

技能実習生や特定技能外国人の皆さんとコミュニケーションを積極的に取ることは、職場の環境向上のために欠かせない大切な活動です。彼らと一緒にイベントやレクリエーションを体験して、親交を深めませんか？ このコーナーではみんなで楽しめるおすすめイベントやレクリエーションをご紹介します。第9回のテーマは「夏祭り」です。



盆踊りを楽しむ人々

第9回 夏祭りを楽しもう!

浴衣や甚平を纏って、夏祭りの夜はみんなで盆踊り♪

夏がやってきました！この季節になると全国各地でさまざまな夏祭りが開催されます。全国的に有名な夏祭りから地元の町内会主催のお祭りまで、規模もいろいろ。盆踊り大会が開かれ、屋台も数多く出店して、夏祭りの日は昼も夜も大賑わいです。

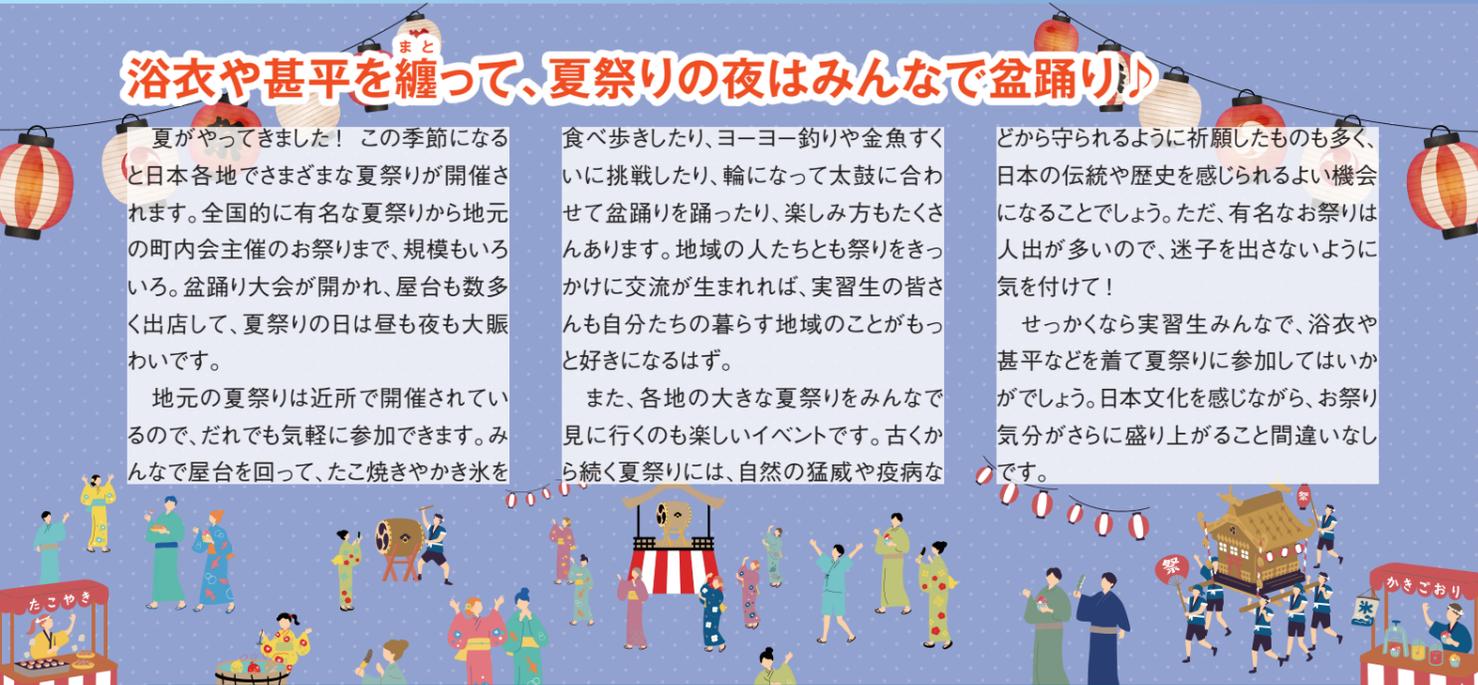
地元の夏祭りは近所で開催されているので、だれでも気軽に参加できます。みんなで屋台を回って、たこ焼きやかき氷を

食べ歩きしたり、ヨーヨー釣りや金魚すくいに挑戦したり、輪になって太鼓に合わせて盆踊りを踊ったり、楽しみ方もたくさんあります。地域の人たちとも祭りをきっかけに交流が生まれれば、実習生の皆さんも自分たちの暮らす地域のことがもっと好きになるはず。

また、各地の大きな夏祭りをみんなで見に行くのも楽しいイベントです。古くから続く夏祭りには、自然の猛威や疫病な

どから守られるように祈願したものも多く、日本の伝統や歴史を感じられるよい機会になることでしょう。ただ、有名なお祭りは人出が多いので、迷子を出さないように気を付けて！

せっかくなら実習生みんなで、浴衣や甚平などを着て夏祭りに参加してはいかがでしょうか。日本文化を感じながら、お祭りが気分がさらに盛り上がること間違いなしです。



一度は行ってみたい！日本の有名な夏祭り16選

☆日本三大祭り(※あと1つは5月の神田祭)
★東北四大祭り ◎日本三大盆踊り

- 青森ねぶた祭(青森県) 8月2日~7日★
- 秋田竿燈まつり(秋田県) 8月3日~6日★
- 西馬音内盆踊り(秋田県) 8月16日~18日◎
- 盛岡さんさ踊り(岩手県) 8月1日~4日
- 山形花笠まつり(山形県) 8月5日~7日★
- 仙台七夕まつり(宮城県) 8月6日~8日★

- 深川八幡祭り(東京都) 8月11日~15日
- 郡上おどり(岐阜県) 7月12日~9月6日◎
- にっぽんど真ん中祭り(通称:どまつり)(愛知県) 8月29日~31日
- 祇園祭(京都府) 7月1日~31日☆
- 天神祭(大阪府) 7月24日~25日☆

- よさこい祭り(高知県) 8月9日~12日
- 阿波おどり(徳島県) 8月11日~15日◎
- 博多祇園山笠(福岡県) 7月1日~15日
- 山鹿灯籠まつり(熊本県) 8月15日~16日
- 沖縄全島エイサーまつり(沖縄県) 9月12日~14日



かけはし(JITCO JOURNAL) 第34巻162号

発行日 2025年(令和7年)7月1日

発行 公益財団法人 国際人材協力機構 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1116 E-mail:kouhou@jitco.or.jp

JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>

[jitco.official](https://www.facebook.com/jitco.official)



[@jitco_official](https://twitter.com/jitco_official)



※本誌掲載の記事・画像等を無断で複写・複製・転載することを禁じます。



**外国人技能実習生、特定技能外国人を受け入れる体制作り
に制度に寄り添う充実した補償の保険**

監理団体・登録支援機関のみなさまへ

- 1 日常生活における病気・ケガをカバーする保険
- 2 母国出国から一定期間は治療費用100%補償期間プランをご用意
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用されるまでの期間、補償されるよう選択することができます。
- 3 日常生活での第三者への賠償リスクにも備えられる
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。(示談交渉サービス付)



●下表は加入パターンの一例です。詳しくはパンフレットまたは(株)国際研修サービスのホームページをご確認ください。

タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救済者費用	保険期間 12ヵ月	保険期間 36ヵ月	保険期間 60ヵ月
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用					
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	11,030円	27,720円	44,350円
2	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	17,600円	44,100円	70,410円
3	3,000万円	100万円	3,000万円	100万円	1億円	300万円	23,700円	59,400円	94,810円

<保険期間の例示>

保険期間	60ヵ月(タイプ1)	60ヵ月(タイプ3)
5年間保険料合計	44,350円	94,810円
1年間換算保険料	8,870円	18,962円

<保険期間の例示>

- ①保険期間60ヵ月(タイプ1・治療費用100%期間なし)を1年経過時に解約した場合の解約返戻金は34,590円。
- ②保険期間60ヵ月(タイプ4・治療費用100%期間なし)を1年経過時に解約した場合の解約返戻金は73,950円。



この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは

WEB募集は
こちらから **k-kenshu.net**

保険契約者

公益財団法人 国際人材協力機構

TEL 03-4306-1178 FAX 03-4306-1115

代理店・扱者(お問い合わせ先)

株式会社 国際研修サービス

TEL 03-3453-3700 FAX 03-3453-3703

<http://www.k-kenshu.co.jp/>

随時受付中



JITCO Seminar information

JITCOの各種セミナーのご案内

JITCOでは、外国人材の受入れに関する各種セミナーや、技能実習法に基づく養成講習を開催しております。詳細とお申し込みは、JITCO ホームページのセミナーページをご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。

セミナーカレンダー



日程	セミナー内容	場所	担当部	お問合せ先
8月	1日(金) 特定技能外国人受入れ実務者セミナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部業務課	03-4306-1138
	5日(火) 特定技能制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	8日(金) 外国人材との「やさしい日本語」話し方セミナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	28日(木) 外国人材受入れセミナー (入国・在留手続と申請等取次制度について)	JITCO東京本部から配信	申請支援部企画管理課	03-4306-1126/1127
9月	4日(木) 技能実習制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	8日(月) 〃 12日(金) 【録画セミナー】特定技能外国人受入れ実務者セミナー	JITCO東京本部にて録画	講習業務部業務課	03-4306-1138
	12日(金) 日本語指導担当者セミナー(基礎知識編)	JITCO東京本部から配信	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
10月	2日(木) 特定技能制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	6日(月) 〃 10日(金) 【録画セミナー】特定技能外国人受入れ実務者セミナー	JITCO東京本部にて録画	講習業務部業務課	03-4306-1138
	23日(木) 外国人材受入れセミナー (入国・在留手続と申請等取次制度について)	JITCO東京本部から配信	申請支援部企画管理課	03-4306-1126/1127

※2025年7月1日時点。開催情報は追加・変更することがございます。
 ※お申し込み受け付けを開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございます旨、ご容赦ください。
 ※技能実習法に基づく養成講習も実施しております。最新情報はホームページよりご確認くださいませ。
 ※JITCOサポートの使い方を解説するJITCOサポートセミナーも実施しております。最新情報はホームページよりご確認くださいませ。
 ※はインターネットを利用したオンライン上での開催方式です。JITCO東京本部から配信いたします。

各種セミナーの詳細とお申し込みは、こちらから
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>



外国人材のための

で、役立つ情報が

母国語

で!

ダイレクト

に!

今すぐ
こちらから
登録
&シェア



JITCO
Facebook
ページ

母国語情報誌「とも」
人気記事を
定期配信中

10カ国語
で読める!

または JITCO フェイスブック

※JITCO母国語情報誌「とも」はホームページからご覧いただけます。



JITCO